

今月のお知らせ

後期高齢者医療保険料の元被扶養者均等割軽減の見直しについて

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は賦課されず、平成31年度以降の保険料の算定にあたっては、資格取得後2年間は、均等割額の5割が軽減されます。お一人おひとりの保険料額は7月にお知らせします。

問 窓口サービス課 窓口⑧番 ☎6682-9956

後期高齢者医療保険料の均等割額軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療保険料の均等割額について、これまで9割軽減となっていた方は、平成31年度(平成31年4月から令和2年3月)は8割軽減となります。

年金収入が80万円以下などの要件を満たす方は、均等割額が本来7割軽減のところ、これまで特例的に9割軽減とされてきましたが、世代間の公平の観点等から、軽減特例の見直しが実施され、平成31年度は8割軽減となります。お一人おひとりの保険料額は7月にお知らせします。

問 窓口サービス課 窓口⑧番 ☎6682-9956

国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に年金を上乗せする公的な制度です。国民年金の第1号被保険者(自営業者などの人)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の方や、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方、海外居住されていて国民年金に任意加入されている方が加入できます。

掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問 全国国民年金基金 大阪支部 ☎0120-65-4192

児童手当の現況届について

現在、児童手当・特例給付を受給されている方に「現況届」をお送りしますので、6月末日までに下記担当まで必ずご提出ください。

この「現況届」の提出がない場合は6月分(10月支払い分)以降の手当を受けることができなくなります。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

問 保健福祉課 窓口③番 ☎6682-9857

(一社)700MHz 利用推進協会によるテレビ受信障害対策工事について

各携帯電話事業者が新しい電波(700MHz帯)を発射する予定です。

これに伴い、一部のテレビ映像に影響が出る恐れがあります。

この影響を防止するための工事を700MHz利用推進協会(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社の4社が設立)が実施し、工事に掛かる費用は、700MHz利用推進協会が負担します。

※工事業者が費用を請求することは、一切ございません。

『国民健康保険料決定通知書』を送付します

●保険料の決定

国民健康保険料の決定通知書(平成31年4月から令和2年3月まで/平成31年度と表記)を、お住まいの区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。減免の申請は、年度ごとに必要であり、減免を受けようとする月の納期限までに申請が必要です。詳しくはお住まいの区の区役所へお問い合わせください。

平成31年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	平成31年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護保険料※
平等割保険料(世帯あたり)	29,380円	10,506円	6,042円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 × 22,265円	被保険者数 × 7,962円	介護保険第2号被保険者数 × 11,326円
所得割保険料	算定基礎所得金額※ × 7.93%	算定基礎所得金額※ × 2.87%	算定基礎所得金額※ × 2.68%
最高限度額	58万円	19万円	16万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯のみにかかります。

※算定基礎所得は、平成30年中総所得金額等 - 33万円となります。

※世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

●保険料の改定

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、「府内統一保険料率」となるよう改定します(令和5年度までの経過措置期間あり)。

府の算定結果に基づき一人当たり平均保険料を算出したところ、国の追加公費などの財源を活用してもなお5.61%もの大幅な伸びとなったため、暫定的な措置として、一般会計からの任意繰入による激変緩和措置を講じ、一人当たり平均保険料を平成30年度と同額に据え置いています。

問 窓口サービス課 窓口⑧番 ☎6682-9956

いよいよG20大阪サミット開催!!

G20大阪サミットがいよいよ28、29日両日に住之江区のインテックス大阪で開催されます。

G20大阪サミットをスムーズに運営するために、開催両日及びその前後の計4日間(6月27日から30日)については、高速道路や大阪市内を中心に、大規模かつ長時間の交通規制が実施されます。

また、海外から多くの方々が来られます。火の元の点検、家のまわりに燃えやすい物を置かない、階段などの避難経路には物を置かない等、より一層防火・防災意識を高めて下さいますようお願いいたします。

G20大阪サミットを成功させるために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問 住之江消防署 ☎6685-0119

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

問 大阪府商工労働部雇用推進室

☎6210-9518(6月1日～30日 10:00～18:00)

✉ rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp (Eメールでの相談受付は6月中随時)

事前工事が必要な地域にお住まいのご家庭への対策

電波発射日の2～3ヶ月前頃からチラシが配布されます。後日作業員が訪問して作業内容を説明し、了承のうえで無償で対策作業を行います。作業員は、「テレビ受信障害対策員証」を携帯しています。不審に思われた場合は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。



問 700MHzテレビ受信障害対策コールセンター ☎0120-700-012

※IP電話等で上記番号に繋がらない場合は、『050-3786-0700』にお掛けください。(有料)

受付時間:9:00～22:00(土日・祝祭日及び年末年始含む)